

低炭素建築物の技術的審査料金表

令和6年6月1日

- 一般料金（一定数以上の審査依頼が見込める場合は減額することがあります）

【一戸建て住宅・共同住宅等・複合建築物の新築】

(税込 単位：円)

対象の範囲	物件区分 料金区分		申請区分		
			単独申請の場合	併願申請の場合 ※1	同時申請の場合 ※2
・一戸建住宅 ・併用住宅の住戸部分 (1住戸に限る)	延べ床面積が300㎡未満		44,000	35,200	13,200
	延べ床面積が300㎡以上		49,500	39,600	18,700
* 共用部がない※3 ・共同住宅等の住棟 ・複合建築物の住宅部分 全体	基本料金		55,000	44,000	19,800
	戸当り加算	併願対象住戸※4	/	8,800	4,400
		単独対象住戸※5		11,000	
* 共用部がある ・共同住宅等の住棟 ・複合建築物の住宅部分 全体	基本料金 (カッコ内はBELSとの併願等)		110,000	82,500 (44,000)	66,000
	戸当り加算	併願対象住戸※4	/	8,800	4,400
		単独対象住戸※5		11,000	

※1 併願対象は、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、性能向上計画認定(法第35条)の技術的審査、BELS評価及び東京ゼロエミ住宅の審査をいい、いずれかの申請が先行して当機関になされた場合に適用します。

※2 併願対象のいずれかの申請と同時に低炭素建築物の申請を行う場合に適用します。但し、BELSや法第35条との同時申請の場合は、BELS等に同時申請の料金を適用し、低炭素は単独あるいは併願料金(※1に該当する場合)となります。なお、審査中に弊社からの問合せ以外の部分において変更が生じ、再度審査が必要となった場合は同時申請ではなく「併願申請」の料金とさせていただきます。

※3 共用部がない場合が該当します。共用部がある場合は共用部の計算は省略できません。「* 共用部がある」場合の料金になります。

※4 併願申請や同時申請において他の申請の評価対象になっている住戸のことです。
但し、BELSと同時申請の場合はBELSを減額するため、BELS申請が無いものとして判断します。

※5 併願対象住戸以外の住戸をいいます。

- ・ 共同住宅の料金は基本料金に戸当り加算を加えたものとなります。
- ・ 共同住宅等で共用部がある場合の基本料金において、BELS評価(共用部計算あり)と併願の場合は(カッコ内)の料金になります。
- ・ 共同住宅等において、共用部に空調設備がある場合は33,000円(税込)、給湯設備は22,000円(同)、昇降機は11,000円(同)をそれぞれ加算します。但し、BELS評価と併願で、既に計上されている場合は変更がない場合に限り加算しないこととします。
- ・ 変更申請は、単独申請の料金の半額とします。共同住宅は基本料金、戸当り加算ともに単独申請の料金の半額とします。

変更例①) 共用部がなく、2住戸に変更があった場合の料金は、
 $(55,000(\text{単独基本料金}) + 11,000 \times 2(\text{単独住戸加算料金})) \div 2(\text{半額}) = 38,500\text{円}$

変更例②) 共用部があり、共用部のみに変更があった場合の料金は、
 $110,000(\text{単独基本料金}) \div 2(\text{半額}) = 55,000\text{円}$

変更例③) 共用部があり、2住戸に変更があった場合の料金は、
 $(110,000(\text{単独基本料金}) + 11,000 \times 2(\text{単独住戸加算料金})) \div 2(\text{半額}) = 66,000\text{円}$

- ・ 適合証及び適合証(変更)の再交付は、1通あたり 3,300円(税込)といたします。
- ・ 地名地番の変更や申請者名の追加等、再審査を要しない変更による適合証の交付は、1通あたり 5,500円(税込)といたします。